

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

工業情報化部など、25年の農村部における新エネルギー車の販促活動に向けた通達を公表

工業情報化部は2025年6月3日、国家発展改革委員会、商務部など4部門と連名で『2025年の農村部における新エネルギー車の普及活動の展開に関する通知』を公表しました。この通達は今年度の農村部における新エネルギー車の販促活動の内容と実施方法などを明記しました。対象となる比亞迪（BYD）、上海汽車（SAIC）などの124車種も付属資料のリストに掲載しました。今年は昨年の99車種と比べ、削除された車種もあるため、実際には30車種以上が追加されました。また、新興EVの理想汽車と蔚來汽車、外資のテスラの車種もリストに追加されました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 中小企業向け代金支払いの保障条例
（国務院、3/24）

行政政策

- ✓ 『サービス業の開放拡大総合試行の推進加速に向けた作業方案』に関する国務院の回答書
（国務院、4/11）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

工業情報化部など、25年の農村部における新エネルギー車の販促活動に向けた通達を公表

工業情報化部は25年6月3日、国家発展改革委員会、農業農村部、商務部、国家エネルギー局と連名で『2025年の農村部における新エネルギー車の普及活動の展開に関する通知』¹(以下、通達)を公表しました。この通達は農村部における新エネルギー車(以下、新エネ車)の普及を促進するため、今年の販促活動の内容と実施方法などを明記しました。そして、対象車種と関連メーカーのリストも付属資料(略)として挙げています。対象となった車種は、農村でも普及しやすい小型EVが中心となっていますが、乗用車に加え、小型トラックなどの商用車も含まれています。農村部での新エネ車の普及活動は農村振興戦略の一環として、20年7月から発足し、農村部での新エネ車の販売拡大に寄与しました。

販促活動に関する主な内容については図表1の通りです。

【図表1】販促活動に関する主な内容

項目	内容
テーマ	▶ グリーン、低炭素、知能、安全～新農村をサポート、新しい移動手段を楽しむ。
活動内容	▶ 農村市場の需要を満たし、評判が良く、品質が信頼できる新エネ車を選出し、集中展示、試乗会などを展開する。 ▶ 新エネ車のアフターサービス、メンテナンス、充電・電池交換サービス、保険、ローンなどの金融サービスを提供する企業の進出を推進し、農村部の消費環境とインフラ整備に継続的に注力する。 ▶ 農村部におけるV2G(自動車からグリッド)技術の普及を推進し、低炭素化の発展レベルを高める。 ▶ 自動車購入税(取得税)と車船税(車両や船舶に係る財産税)の減免、自動車下取り・買い替え、充電インフラの整備などに関する支援策を着実に実行し、自動車メーカーによる品揃えの拡充とサービス力の向上を奨励する。
実施方法	▶ 中国自動車工業協会、中国電気自動車充電インフラ促進連盟、中国電子情報産業発展研究院は活動の実施を主導する。各地政府の関係部門は協働してサポートする。 ▶ 活動を県(日本の郡に相当)域に浸透させ、新エネ車の普及率が低く、市場ポテンシャルが大きい県級市を中心に、販促イベントを展開する。県域における充電インフラ施設の整備とICV(インテリジェント・コネクテッド・ビークル)導入試行事業との相乗効果を図る。 ▶ 自動車メーカー、販売企業、金融機関、充電・電池交換施設の運営企業、アフターサービス企業が積極的に参加することを奨励する。自動車の購入と利用、保守とのライフサイクル全体をカバーするアフターサービスのネットワークを整備する。 ▶ 活動は「現場+オンライン」の方式で展開する。オンライン活動は、オンライン展示会とライブコマースなどを含む。

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

また、今年の対象車種は124車種となり、昨年の99車種と比べ、削除された車種もあるため、追加された車種は実際には30車種を超えました。今年の内訳をみると、比亞迪(BYD)や上海汽車(SAIC)、広州汽車などの大手メーカーに加え、浙江零跑(リープモーター)と広州小鵬などの新興EVメーカーの車種が引き続き対象に挙げられています。一方、新興EVの理想汽車と蔚來汽車、外資のテスラの車種も追加されました。BYDは11車種が対象となっており、メーカー別で最多となりました。日系メーカー(中資系との合弁)では、トヨタの「bZ3」と日産の「鋭騏(Rich)EV」が対象となっています。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art_d60f6abaa4ec4809a46ce50df93973a3.html

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

中小企業向け代金支払いの保障条例

(原文: 保障中小企业款项支付条例)

国令第802号

国務院2025年3月24日公表

【主要内容】

- 国務院は下請代金支払遅延の防止を徹底するため、『中小企業促進法』などに基づき、『中小企業向け代金支払いの保障条例』（以下、25年版の条例）を策定、公表した。25年版の条例は、20年版の条例を改正したものであり、25年6月1日より実施する。主な改正点は以下の通りである。
- 政府機関、事業団体及び大手企業の支払期限に対する規定をさらに明確にした。大手企業は貨物、工事、サービスの引渡日から60日以内に代金を支払わなければならない。契約に別途約定がある場合は、その約定に従うが、業界規範、商慣行に従い合理的に支払期限を約定し、代金を遅滞なく支払わなければならない。第三者支払の受領を中小企業への支払条件とし、または第三者支払の進捗率に応じて中小企業に代金を支払うことを約定してはならない。
- 現金以外の支払い方法をさらに改善した。中小企業に対し、商業手形、売掛金電子証憑などの非現金支払方式の受け入れを強制してはならないことを明記した。
- 紛争のない金額に対する支払義務を明確にした。政府機関、事業団体及び大手企業と中小企業の取引について、一部に紛争が存在するがその他の部分の履行に影響しない場合、紛争のない部分については支払義務を遅滞なく履行しなければならないとの文言を追加した。
- また、25年版の条例は政府機関や大手国有企業、事業団体に対する監督管理を強化し、下請代金支払遅延の防止責任を怠る場合の制限措置などを追加した。
- この他、25年版の条例は中小企業の苦情対応メカニズムについて、最大の対応期間や当事者の権利と義務などを明確にした。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015401.htm

行政政策

『サービス業の開放拡大総合試行の推進加速に向けた作業方案』に関する国務院の回答書

(原文: 国务院关于《加快推进服务业扩大开放综合试点工作方案》的批复)

国函〔2025〕39号

国務院 2025年4月11日公表

【主要内容】

- 国務院は大連市（遼寧省）、寧波市（浙江省）、廈門市（福建省）、青島市（山東省）、深セン市（広東省）、合肥市（安徽省）、福州市（福建省）、西安市（陝西省）、蘇州市（江蘇省）9都市においてサービス業の開放拡大総合試行を展開することを承認した。
- 国務院は既に、北京市や天津市、上海市、海南省、重慶市、瀋陽市（遼寧省）、南京市（江蘇省）、杭州市（浙江省）、武漢市（湖北省）、広州市（広東省）、成都市（四川省）でサービス業の開放拡大総合試行を承認した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202504/content_7018131.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2025 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。